

変動型最低制限価格に関する意見書

最低制限価格は、「契約履行の確保のため特に必要がある場合」に設定され、それを下回る価格の者とは契約しないとする制度である。

最低制限価格はダンピング受注による、品質の低下や下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止するために、当審議会でも必要不可欠なものとする。

弥彦村では、平成27年より入札額変動型最低制限価格を導入しているが、これは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下「公契連」という。）で定めた令和4年改訂の「公契連モデル」に比べて低い水準となっている。あまりにも低い水準の最低制限価格は、結果としてダンピング受注の防止としての機能を失い、最低制限価格制度を設けた趣旨を没却することから、適切な見直しを検討することが必要である。なお、制度の見直しを検討するにあたっては、談合防止の点も加味して検討することが必要である。

以上

令和5年7月18日

弥彦村長 本間 芳之 様

弥彦村入札制度審議会